

24長寿第64407号

平成25年3月29日

各介護保険事業者等管理者 殿

香川県健康福祉部長寿社会対策課長

(公 印 省 略)

社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に係る質問について

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号。以下「条例」という。）については、平成24年10月12日をもって公布され、平成25年4月1日より施行されるところです。この度、当該基準等についていただきましたご質問に対する回答がまとまりましたので別添のとおりお知らせします。

つきましては、貴施設・事業所におかれましても、基準等の運用に当たっては、別添の内容に留意いただき、適切な対応をお願いします。

香川県健康福祉部長寿社会対策課 施設サービスグループ 在宅サービスグループ TEL：087-832-3268 087-832-3269

社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に対する回答

サービス種別	基準種別	項目	質問	回答
01 全サービス共通	3 運営	非常災害対策の具体的計画の揭示義務	概要とはどのようなものか。	立地環境などから想定される非常災害の内容、避難場所、避難経路、避難方法など、計画の骨子が記載されたものである。
01 全サービス共通	3 運営	非常災害対策の具体的計画の揭示義務	計画とは別に概要を作成して揭示しなければならぬのか。	計画全体を揭示しても支障はない。
01 全サービス共通	3 運営	非常災害対策の具体的計画の揭示義務	揭示の方法はどのようなものか。	施設や事業者の見えやすい場所に概要や計画等を掲示することが望ましいが、スペースの制約がある場合などは計画等を交付などに備えて自由に閲覧できるようにしておくこと。
01 全サービス共通	3 運営	非常災害対策の具体的計画の揭示義務	居宅サービス事業では、計画にどのような内容を盛り込めばよいのか。	それぞれのサービス特性によって、盛り込むべき内容は異なってくる。基本的には、利用者の安全確保のために、非常災害時に円滑な活動ができるようにするよう定めるものである。例えば、訪問サービスであれば、非常災害の内容に応じて、利用者毎の避難計画や事業所の連絡体制などを記載しておく必要がある。
01 全サービス共通	3 運営	災害時における他施設との連携・相互応援体制の構築	関係機関、地域住民等との連携協力体制の整備とは具体的にどのようなものか。	地元自治会との相互援助協定の締結や、地域で実施される防災訓練に施設としての参加、地域住民に施設の防災訓練に参加してもらうなどがある。また、訪問系居宅サービス事業においては、特に、緊急時の対応として、近隣住民や自主防災組織、消防団などの協力体制を確保しておくことが重要である。
01 全サービス共通	3 運営	災害時における他施設との連携・相互応援体制の構築	避難訓練の回数ほどのようか。	県が作成した「高齢者施設における防災マニュアル作成の手引き」にも記載していますが、避難訓練については最低年2回以上実施するよう努めること
01 全サービス共通	3 運営	研修機会の確保	社会福祉施設等が行なう研修には、どのようなものが想定されるか。	老人福祉法、介護保険法等の運営基準に示されているとおり、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修や事故発生防止のための研修は実施しなければならない。また、その他にも適切なサービスが提供できるよう、従業者の資質向上のために施設の実情に合った研修を実施する。 例えば、高齢者を理解するため、加齢による身体機能や精神面の変化、認知症等を理解するための研修、高齢者に提供する適切な介護技術、高齢者の権利擁護、高齢者虐待や身体拘束廃止等の研修である。
01 全サービス共通	3 運営	福祉サービスにおける外部評価等の実施	外部の者による評価とは、どのような方法があるのか。	例えば、各市町が実施している介護相談員制度の活用や第三者委員に評価を依頼するなどの方法で提供するサービスの質の向上を図るための評価を定期的に実施することが考えられる。
01 全サービス共通	3 運営	給食における地産地消の推進	県産品を積極的に使用する取組みとして、どのようなものがあるか。	献立に県産品使用の割合を増やす取組み、地産地消の日を設定するなどして、県産食材を可能な限り使用した食事、県の特産品を使用した食事、地域の伝統食を提供する機会を増やす取組みなどが考えられる。
01 全サービス共通	3 運営	記録の整備	保存期間の起算時期であるサービス提供の完了の日とはいつのことか。	完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。基本的に、介護報酬の過払いの場合の返還請求権が5年であることから保存期間を5年に延長した趣旨を踏まえ、サービス提供の完了の日とは、返還請求権の時効の起算日と同様に、事業者が介護報酬を受け取った日の翌日とする。ただし、5年は最低基準を定めたものであり、施設運営やサービス提供上必要となる記録については、延長して保存することが可能である。
01 全サービス共通	3 運営	記録の整備	保存対象となる記録は何か。	それぞれの法令に規定する基準に記載されている記録のことであるが、具体的には、ケアプランなど入所者に提供するサービス・処遇に関する計画、カルテ、看護記録、介護記録など提供した具体的なサービス・処遇の内容等の記録、身体拘束に関する記録、苦情記録、事故記録、勤務実績の記録などを記載した書類が該当する。
01 全サービス共通	3 運営	記録の整備	電子媒体で記録を保存してもよいのか。	可能ですが、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の関係規定に基づき適切に対応することが必要である。
24 介護老人福祉施設	02 設備	特別養護老人ホームの居室定員	プライバシーの確保のための配慮とはどのようなものか。	プライバシーが確保されたものとは、例えば、壁やふすまのような建具を用いたり、また、アコーデオカンカーテン、パーティションや家具などにより利用者同士の見え合いの遮断が確保されるようなものである必要がある。

25長寿第63604号
平成26年3月28日

社会福祉施設等設置者 殿

香川県健康福祉部長

「香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）」の一部改正について

「香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）」（以下「条例」という。）については、別添新旧対照表のとおり一部改正され、平成26年4月1日から施行されます。その運用に当たっては、次のことに留意し、適切に対応してください。

記

1 条例基準についての運用

条例で定める基準に、介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援の事業及び同法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援の事業（以下「居宅介護支援等の事業」という。）に関する基準を追加した。

居宅介護支援等の事業の基準については、条例第3条の規定により、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」を基準としており、その内容には当該基準の運用のために厚生省及び厚生労働省等から発出された通知文書等において示されている内容をそれぞれの基準の解釈等とするものであるため、これを踏まえて、適正な事業運営をすること。

2 本県独自基準についての運用

居宅介護支援等の事業に関し、条例において本県独自に設定した基準については、上記1のほか、運用上の留意事項を別紙のとおり定めたため、別紙の留意事項を十分確認の上、適正な事業運営をすること。

(別紙)

1 非常災害対策に関する具体的な計画の概要の揭示 (条例第4条)

非常災害対策に関する具体的な計画を作成し、利用者等の安全確保及び周知徹底を図り、非常災害時に円滑な活動ができるようにするため、その計画の概要を事業所内に掲示することを義務付けたものであること。

2 非常災害時の連絡協力体制の整備 (条例第5条)

非常災害時に利用者等の安全の確保を図るためには、近隣住民や消防団、他の社会福祉施設等との日常の連携を密にするとともに、緊急時の応援、協力体制を確保することが重要であるため、連携協力体制を整備するよう努めなければならないものであること。

3 研修の実施及び研修機会の確保 (条例第6条)

現行基準において、研修の機会の確保に関する規定があるが、職員の資質向上を図るため、計画的な人材育成の仕組みを義務付けたものであること。

4 記録の整備等 (条例別表第2)

保存期間について、現行基準では2年であるが、公法上の債権として地方自治法第236条第1項の規定などを踏まえ、介護報酬等の適正な取扱いやサービスの向上等の観点から、5年に延長するものであること。

なお、他の法令等により、保存期間の定めがあるものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

5 業務の質の評価等 (条例第8条)

提供するサービスの質の向上を図るため、現行基準にある業務の質を自ら評価することに加えて、定期的に外部の者の評価を受けて、常に業務改善を図るよう努めなければならないものであること。

なお、定期的に外部の者による評価を受けることについては、福祉サービス第三者評価事業が有効な手段の一つであると考え、サービス第三者評価事業に限定するものではないこと。

香川県条例第4号

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例
香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第2項第1号（同法第21条の5の16第4項及び第24条の9第2項（同法第24条の10第4項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。第16条第1号において同じ。）、第21条の5の18第1項及び第2項、第24条の12第1項及び第2項並びに第45条第1項、生活保護法（昭和25年法律第144号）第39条第1項、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条第1項、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条第1項第2号、<u>第47条第1項第1号、第54条第1項第2号、第70条第2項第1号</u>（同法第70条の2第1号（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。第16条第2号に）<u>おいて同じ。）、第74条第1項及び第2項、第79条第2項第1号</u>（同法第79条の2第4項において準用する場合を含む。第16条第2号において同じ。）、<u>第81条第1項及び第2項、第86条第1項、第88条第1項及び第2項、第97条第1項から第3項まで、第115条の11の規定により同法第70条の2第4項（平成10年政令第412号）第35条の11の規定により同法第70条の2第4項の規定を読み替えて準用する場合を含む。第16条第2号において同じ。）並びに第115条の4第1項及び第2項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号（同法第37条第2項、第38条第3項（同法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）及び第41条第4項第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）及び第41条第4項第4項において準用する場合を含む。第16条第3号において同じ。）、第43条第1項及び第2項、第44条第1項及び第2項、第80条第1項並びに第84条第1項並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）<u>附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第110条第1項及び第2項の規定に基づき、社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準（以下「基準」という。）等</u>）等に関する必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第2項第1号（同法第21条の5の16第4項及び第24条の9第2項（同法第24条の10第4項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。第16条第1号において同じ。）、第21条の5の18第1項及び第2項、第24条の12第1項及び第2項並びに第45条第1項、生活保護法（昭和25年法律第144号）第39条第1項、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条第1項、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条第1項第2号、<u>第47条第1項第1号、第54条第1項第2号、第70条第2項第1号</u>（同法第70条の2第1号（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。第16条第2号に）<u>おいて同じ。）、第74条第1項及び第2項、第79条第2項第1号</u>（同法第79条の2第4項において準用する場合を含む。第16条第2号において同じ。）、<u>第81条第1項及び第2項、第86条第1項、第88条第1項及び第2項、第97条第1項から第3項まで、第115条の11の規定により同法第70条の2第4項（平成10年政令第412号）第35条の11の規定により同法第70条の2第4項の規定を読み替えて準用する場合を含む。第16条第2号において同じ。）並びに第115条の4第1項及び第2項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号（同法第37条第2項、第38条第3項（同法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）及び第41条第4項第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）及び第41条第4項第4項において準用する場合を含む。第16条第3号において同じ。）、第43条第1項及び第2項、第44条第1項及び第2項、第80条第1項並びに第84条第1項並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）<u>附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第110条第1項及び第2項の規定に基づき、社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準（以下「基準」という。）等</u>）等に関する必要な事項を定めるものとする。</u></p>

事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 略

第2章 略

(基準の一般原則)

第3条 略

第3章 略

(指定障害児通所支援事業者の指定を受けることができる者等)

第16条 略

(1) 略

(2) 介護保険法第70条第2項第1号、第79条第2項第1号及び第115条の2第2項第1号 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第126条の4の2、第132条の3の2及び第140条の17の2

(3) 略

別表第1（第2条、第3条、第7条、第8条、第10条、第13条、第14条、第15条関係）

社会福祉施設等	法令
1～9	略
10	介護保険法第41条第1項に
	略

(定義)

第2条 この条例において「社会福祉施設等」とは、社会福祉に関する施設又は事業であって別表第1の左欄に掲げるものをいう。

第2章 社会福祉施設等の基準

(基準の一般原則)

第3条 社会福祉施設等の基準は、この章に特別の定めのあるものを除くほか、別表第1の左欄に掲げる社会福祉施設等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる法令に規定する基準をもって、その基準とする。当該法令の改正に伴う経過措置についても、規則で定めるものを除き、同様とする。

2 前項の規定により同項の法令に規定する基準を社会福祉施設等の基準とするに当たっては、本県の実情を考慮して、同項の法令のうち別表第2の第1欄に掲げる法令の同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

第3章 社会福祉施設等の指定

(指定障害児通所支援事業者の指定を受けることができる者等)

第16条 次の各号に掲げる法令の規定の条例で定める者は、当該各号に定める法令の規定に定める者とする。

(1) 略

(2) 介護保険法第70条第2項第1号及び第115条の2第2項第1号 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第126条の4の2及び第140条の17の2

(3) 略

別表第1（第2条、第3条、第7条、第8条、第10条、第13条、第14条、第15条関係）

社会福祉施設等	法令
1～9	略
10	介護保険法第41条第1項に
	略

規定する指定居宅サービスの事業及び同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスの事業			
<u>10の2 介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援の事業及び同法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援の事業</u>	<u>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）</u>		
11 介護保険法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設	略		
12～19 略			

別表第2（第3条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
略			
指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	略		
<u>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準</u>	<u>第29条第2項</u>	<u>2年間</u>	<u>5年間</u>
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	略		
略			

規定する指定居宅サービスの事業及び同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスの事業			
11 介護保険法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設	略		
12～19 略			

別表第2（第3条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
略			
指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	略		
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	略		
略			

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

25長寿第63605号
平成26年3月28日

各介護保険事業者等管理者 殿

香川県健康福祉部長寿社会対策課長
(公 印 省 略)

社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に係る質問について

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）については、一部改正され平成26年4月1日から施行されます。この度、一部改正に関して考えられるご質問に対する回答について、従来の回答に加筆し、別添のとおりお知らせします。

つきましては、介護サービス事業の運営に当たっては、別添の内容にも留意いただき、適切な対応をお願いします。

香川県健康福祉部長寿社会対策課 施設サービスグループ 在宅サービスグループ TEL：(087) 832-3266 (087) 832-3274

社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に係る質問に対する回答

下線部加筆箇所

	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答
1	01 全サービス共通	3 運営	非常災害対策の具体的計画の揭示義務	概要とはどのようなものか。	立地環境などから想定される非常災害の内容、避難場所、避難経路、避難方法など、計画の骨子が記載されたものである。
2	01 全サービス共通	3 運営	非常災害対策の具体的計画の揭示義務	計画とは別に概要を作成して揭示しなければならぬのか。	計画全体を掲示しても支障はない。
3	01 全サービス共通	3 運営	非常災害対策の具体的計画の揭示義務	揭示の方法はどのようなものか。	施設や事業者の見えやすい場所に概要や計画等を掲示することが望ましいが、スペースの制約がある場合などは計画等を受付などに備えて自由に閲覧できるようにしておくこと。
4	23 居宅介護支援	3 運営	非常災害対策の具体的計画の揭示義務	事務所には従業者以外の者がいることはないが、それでも揭示が必要か。	特に非常災害時には、迅速で的確な対応が求められることから、従業者への周知徹底を図り円滑な活動ができるようにするために、揭示を義務付けたものである。なお、上記のとおり、スペースの制約がある場合は、計画等を自由に閲覧できる場所に備えておけばよいこととしている。
5	01 全サービス共通	3 運営	非常災害対策の具体的計画の揭示義務	居宅サービス事業では、計画にどのような内容を盛り込めばよいのか	それぞれのサービス特性によって、盛り込むべき内容は異なってくる。基本的には、利用者の安全確保のために、非常災害時に円滑な活動ができるように定めるものである。例えば、訪問系サービスであれば、非常災害の内容に応じ、利用者毎の避難計画や事業所の連絡体制などを記載しておく必要がある。また、居宅介護支援事業であれば、非常災害の内容に応じて利用者毎の避難支援（あらかじめ民生委員等に避難支援をお願いしておくなど）、安否確認方法や避難先での生活継続の可否の判断及び対応の手順などを記載しておくことが必要である。
6	01 全サービス共通	3 運営	災害時における他施設との連携・相互応援体制の構築	関係機関、地域住民等との連携協力体制の整備とは具体的にどのようなものか。	地元自治会との相互援助協定の締結や、地域で実施される防災訓練に施設としての参加、地域住民に施設の防災訓練に参加してもらうなどが考えられる。また、訪問系居宅サービス事業においては、特に、緊急時の対応として、近隣住民や自主防災組織、消防団との協力体制を確保しておくことが重要である。
7	01 全サービス共通	3 運営	災害時における他施設との連携・相互応援体制の構築	避難訓練の回数はどのようか。	県が作成した「高齢者施設における防災マニュアル作成の手引き」にも記載していますが、避難訓練については最低年2回以上実施するよう努めること。
8	01 全サービス共通	3 運営	研修機会の確保	社会福祉施設等が行う研修には、どのようなものが想定されるか。	老人福祉法、介護保険法等の運営基準に示されているとおり、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修や事故発生の防止のための研修は実施しなければならぬ。また、その他にも適切なサービスが提供できるよう、従業者の資質向上のために施設の実情に合った研修を実施する。 例えば、高齢者を理解するため、加齢による身体機能や精神面の変化・認知症等を理解するための研修、高齢者に提供する適切な介護技術、高齢者の権利擁護、高齢者虐待や身体拘束廃止等の研修である。
9	01 全サービス共通	3 運営	福祉サービスにおける外部評価等の実施	外部の者による評価とは、どのような方法があるのか。	例えば、各市町が実施している介護相談員制度の活用や第三者委員に評価を依頼するなどの方法で提供するサービスの質の向上を図るための評価を定期的実施することなどが考えられる。
10	01 全サービス共通	3 運営	給食における地産地消の推進	県産品を積極的に使用する取組みとして、どのようなものがあるか。	献立に県産品使用の割合を増やす取組み、地産地消の日を設定するなどして、県産食材を可能な限り使用した食事、県の特産品を使用した食事、地域の伝統食を提供する機会を増やす取組みなどが考えられる。
11	01 全サービス共通	3 運営	記録の整備	保存期間の起算時期であるサービス提供の完結の日とはいつのことか。	完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類と使わなくなった日とする。基本的には、介護報酬の過払いの場合の返還請求権が5年であることから保存期間を5年に延長した趣旨を踏まえ、サービス提供の完結の日とは、返還請求権の時効の起算日と同様に、事業者が介護報酬を受け取った日の翌日とする。ただし、5年は最低基準を定めたものであり、施設運営やサービス提供上必要となる記録については、延長して保存することが可能である。
12	01 全サービス共通	3 運営	記録の整備	保存対象となる記録は何か。	それぞれの法令に規定する基準に記載されている記録のことであるが、具体的には、ケアプランなど入所者に提供するサービス・処遇に関する計画、カルテ、看護記録、介護記録など提供した具体的なサービス・処遇の内容等の記録、身体拘束に関する記録、苦情記録、事故記録、勤務実績の記録などを記載した書類が該当する。
13	01 全サービス共通	3 運営	記録の整備	電子媒体で記録を保存してもよいか。	可能ですが、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の関係規定に基づき適切に対応することが必要である。
14	24 介護老人福祉施設	2 設備	特別養護老人ホームの居室定員	プライバシーの確保のための配慮とはどのようなものか。	プライバシーが確保されたものは、例えば、壁やふすまのような建具を用いたり、また、アコーディオンカーテン、パーテーションや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるようなものである必要がある。

高松市社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の制定における独自基準について

中核市の条例で定める基準については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの(以下「従うべき基準」という。)、厚生労働省令で定める基準を標準とするもの(以下「標準」という。)、厚生労働省令で定める基準を参酌するもの(以下、「参酌すべき基準」という。)に区分されました。

本市では、「従うべき基準」および「標準」につきましては、厚生労働省令と同様ですが、「参酌すべき基準」の一部について、次のとおり独自基準を加えております。

1 特別養護老人ホーム等の居室定員(第3条第2項)

特別養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の居室の定員について、現行の「4人以下」から「1人」に省令改正されたが、利用者の希望について調査を行った結果を踏まえ、「4人以下」とする。

2 ユニット型施設の入居定員(第3条第2項)

現行基準では、「おおむね10人以下」と規定されているが、市内の施設が10人以下であることを踏まえ、「おおむね」を削除して「10人以下」と定める。

3 記録の整備(第3条第2項)

入所者等に対する処遇又はサービスの提供に関する記録等の保存期間について、現行基準では「2年間」と規定されているが、介護報酬等の適正な取扱い(過払い発生時の対応等)やサービス向上の観点から、保存期間を「5年間」に延長する。

4 非常災害対策の具体的計画の揭示義務(第4条)

社会福祉施設等の設置者等(設置者若しくは開設者又は当該事業を行う者をいう。以下同じ。)は、非常災害対策に関する具体的な計画を作成し、施設又は事業所の見やすい場所に、その概要を揭示しなければならない。

5 災害時における他施設との連携・相互応援体制の整備(第5条)

社会福祉施設等の設置者等は、非常災害時の入所者又は利用者(以下「入所者等」という。)の安全の確保を図るため、あらかじめ他の社会福祉施設等相互間及び県、市町、関係機関、地域住民等との連携協力体制を整備するよう努めなければならない。

6 研修機会の確保(第6条)

社会福祉施設等の設置者等は、職員又は従業者の資質の向上のために、毎年具体的な研修計画を作成し、当該研修計画に基づき全ての職員又は従業者に対して研修を実施し、当該研修の結果を記録するほか、職員又は従業者の研修の機会を確保しなければならない。

7 福祉サービスにおける外部評価等の実施(第8条)

- (1) 社会福祉施設等の設置者等は、自ら当該社会福祉施設等に係る業務の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努めなければならない。(※現行基準でも義務付けされている。)
- (2) 社会福祉施設等の設置者等は、当該社会福祉施設等に係る業務の一層の改善を進めるため、定期的に外部の者による評価を受けるよう努めなければならない。(※(予)認知症対応型共同生活介護事業所については、現行基準でも義務付けされている。)

8 給食における地産地消の実施(第9条)

社会福祉施設等の設置者等は、食事を提供する場合は、入所者等の特性に配慮しつつ、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工した食品(当該食品を原材料とするものを含む。)を積極的に使用するよう努めなければならない。

9 地域との連携および災害時における要援護者の受入れ(第15条)

特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設は、その運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るとともに、災害時において要援護者を受け入れるなど、地域の高齢者福祉の拠点となるよう努めなければならないものとする。